

規 則

職員の給与に関する条例附則第十五項、第十七項、第十九項又は第二十項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 大澤 一 司

埼玉県人事委員会規則七―一三三

職員の給与に関する条例附則第十五項、第十七項、第十九項又は第二十項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例附則第十五項、第十七項、第十九項又は第二十項の規定による給料に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一〇七六）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「給与条例第三条第一項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給規則別表第六に定める初任給基準表（第七条第一項第一号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への」を「初任給規則第二十四条第一号に掲げる」に改め、同条第七号中「給料表の適用を異にする」を「初任給規則第二十四条第二号に掲げる」に改め、同条第九号中「給料表」を「給与条例第三条第一項の給料表（以下「給料表」という。）」に改める。

第七条第一号中「当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表」を「当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給規則別表第二に定める初任給基準表（以下この号において「初任給基準表」という。）」に改める。

第十二条第一項及び同条第四項第一号中「初任給規則第十六条各号」を「初任給規則第十条第五項各号」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。